

山梨県公報

号外第八十一号

平成二十三年

十月十七日

月 曜 日

目次

森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例	三
山梨県森林環境保全基金条例	四
山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例	五
山梨県職員定数条例の一部を改正する条例	五
山梨県県税条例の一部を改正する条例	五
山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	七
山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例	七
山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例	七
山梨県立図書館設置及び管理条例	八

条例のあらまし

- 1 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(条例第四十号)(税務課)
災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するために必要な財源を確保するため、県民税の均等割に係る税率の特例について定めることとした。
- 2 個人の県民税の均等割の税率について、五百円を加算することとした。
- 3 法人の県民税の均等割の税率について、五パーセントに相当する金額を加算することとした。
- 4 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。
- 5 2については、平成二十四年度以後の個人の県民税について適用することとし、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例によることとした。
- 6 3については、平成二十四年四月一日以後に終了する各事業年度等に係る法人の県

民税について適用し、同日前に終了する各事業年度等に係る法人の県民税については、なお従前の例によることとした。

7 この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

山梨県森林環境保全基金条例(条例第四十一号)(森林環境総務課)

1 災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するため、山梨県森林環境保全基金を設置することとした。

2 基金に積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。

(一) 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例第二条及び第三条第一項の規定により加算した額に係る収入額に相当する額

(二) 基金の設置の目的に係る寄附金の額

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、基金の設置の目的のために必要であると知事が認める額

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。

6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

9 平成二十四年度に限り、県民税の均等割に係る賦課徴収に要する臨時的経費に充てる場合についても基金を処分できることとした。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(教育庁スポーツ健康課)

1 スポーツ振興法の全部改正に鑑み、山梨県スポーツ振興審議会について次の改正を

行うこととした。

- (一) 名称を山梨県スポーツ推進審議会に改めることとした。
- (二) 審議会の担任事務は、次のとおりとすることとした。

- (1) 地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務
- (2) スポーツ団体（社会教育関係団体）への補助金の交付の調査審議に関する事務

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（職員厚生課）

- 1 国の警察表彰規則の一部改正に鑑み、上司の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、災害により殉職した警察職員に対しても、警察職員殉職者特別褒賞金を支給できることとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用することとした。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（人事課）

- 1 行政改革大綱に基づき策定した定員適正化計画による職員数の削減が終了したことに伴い、次の表の上欄に掲げる職員について、中欄に掲げる職員の定数をそれぞれ下欄に掲げる人数に減少することとした。

知事部局職員	三、七九四人	三、〇〇三人
企業局職員	二二〇人	二二二人
議会事務局職員	三三人	二九人
人事委員会事務局職員	一六人	一三人
監査委員事務局職員	一六人	一五人
労働委員会事務局職員	一三人	九人
選挙管理委員会事務局職員	二一人	六人

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県県税条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（税務課）

1 地方税法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 個人の県民税

- (1) 寄附金税額控除について、次の改正を行うこととした。
 - イ 適用下限額を五千円から二千円に引き下げることとした。

- ロ 独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人等に対する寄附金のうち、次に掲げる寄附金であつて規則で定めるものを控除対象とすることとした。

- (イ) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
- (ロ) 知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭

- (ハ) その他県民の福祉の増進に寄与する寄附金として知事が認めたもの

- (二) 自動車取得税
 - 過疎地域等の住民の生活上必要と知事が指定したバス路線の運行の用に供する一般乗合バスの取得（平成二十四年三月三十一日まで）に係る自動車取得税を非課税とすることとした。

- (三) 罰則
 - イ 法人県民税等に係る不申告に関する過料の上限を十万円に引き上げることとした。
 - ロ 県たばこ税及び自動車取得税に係る不申告に関する過料を設け、その上限を十万円とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(三)については公布の日から起算して二月を経過した日、1(一)(イ)については平成二十四年一月一日、1(一)(ロ)については平成二十四年四月一日から施行することとした。

山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（医務課）

- 1 県内における医師の確保の一層の促進を図るため、第一種及び第二種医師修学資金の返還免除の要件について、県内の病院が実施する臨床研修を修了することを追加することとした（第二種医師修学資金の貸与を県外の大学で受けた者を除く。）。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（大気水質保全課）

- 1 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 指定工場等の設置者に対し、ばい煙又は汚水の濃度等の測定及びその結果の記録に加え、その記録の保存を義務づけることとした。

- (二) 汚水に係る工場等における事故が発生したときに応急の措置を講ずること及び知

事へ届け出ることを義務づけるとともに、心急の措置を講じていない者に対する措置命令をすることができることとした。

(三) (一)の義務に違反した者に対しては十万円以下の罰金を、(二)の命令に違反した者に対しては六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金をそれぞれ科することができることとした。

2 この条例は、平成二十四年一月一日から施行することとした。

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(教育庁総務課)

1 行政改革大綱に基づき策定した定員適正化計画による職員数の削減が終了したことに伴い、教育委員会事務局及び県立学校以外の教育機関の職員の定員について、四百三十八人から三百八十九人に減少することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県立図書館設置及び管理条例(条例第四十九号)(教育庁社会教育課新図書館建設室)

1 県立図書館の一層の充実を図るとともに、指定管理者制度及び利用料金制を導入して県立図書館の効果的かつ効率的な管理を図るため、山梨県立図書館設置条例の全部を改正することとした。

2 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して県民の利用に供することによりその知識及び教養の向上を図るとともに、県民に交流の場を提供することによりその文化的活動を支援し、もって県民文化の発展に寄与するため、図書館を設置することとした。

3 図書館の名称及び位置は、次のとおりとすることとした。

名称 山梨県立図書館
位置 甲府市

4 山梨県立図書館(以下「図書館」という。)の設置の目的を達成するため必要があるときは、図書館の分館、閲覧所、配本所等を置くことができることとした。

5 図書館は、次に掲げる事業を行うこととした。

(一) 図書館法第三条各号(第五号を除く。)に掲げる事項に関すること。

(二) イベントスペース、多目的ホール及び交流ルームを一般の利用に供すること。

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するため必要な事業

6 図書館に、館長その他の職員を置くこととした。

7 図書館の管理について、次の事項を定めることとした。

(一) 指定管理者による管理

(二) 指定管理者が行う業務の範囲

(三) 指定管理者の指定の手続
(四) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
(五) 利用料金
(六) 事業報告書の作成及び提出

8 経過措置として、施行日前においても7(一)及び(三)の例により指定管理者の指定の手続を行うことができることとした。

9 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行することとした。ただし、8については、公布の日から施行することとした。

条 例

森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十号

森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するために必要な財源を確保するため、山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号。次条及び第三条において「県税条例」という。)に定める県民税の均等割に係る税率の特例について定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十三条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十三年山梨県条例第四十号)第三条第一項」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第二条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

第三条 第三条の規定は、平成二十四年四月一日以後に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税について適用し、同日前に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は同号の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

第四条 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

山梨県森林環境保全基金条例をここに公布する。
平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十一号

山梨県森林環境保全基金条例

(設置)

第一条 災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するため、山梨県森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

- 一 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十三年山梨県条例第四十号)第二条及び第三条第一項の規定により加算した額に係る収入額に相当する額

- 二 基金の設置の目的に係る寄附金の額
- 三 前二号に掲げるもののほか、基金の設置の目的のために必要であると知事が認める額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(平成二十四年度における処分の特例)

2 平成二十四年度に限り、第六条の規定の適用については、同条中「基金の設置の目的を達成するために必要な経費」とあるのは、「基金の設置の目的を達成するために必要な経費(県民税の均等割に係る賦課徴収に要する臨時的経費を含む。)」とする。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十二号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中、「山梨県文学館協議会」を「山梨県文学館協議会
山梨県スポーツ推進審議会」に改める。

第三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

別表第一の二の表に次のように加える。

山梨県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項及び同法第三十五条に規定する事項の調査審議に関する事務	十五人以内	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	二年
--------------	--	-------	---------------------------	----

別表第二の二の表中「一 知事の附属機関」を「知事の附属機関」に改め、別表第二の二の表を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の施行の日の前日に従前の山梨県スポーツ振興審議会の委員であった者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の山梨県附属機関の設置に関する条例第四条第二項の規定により山梨県スポーツ推進審議会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなし、その任期は、同条例別表第一の二の表の規定にかかわらず、平成二十五年七月十四日までとする。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「山梨県スポーツ振興審議会」を「山梨県スポーツ推進審議会」に改める。

山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十三号

山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の特別褒賞金に関する条例（昭和四十三年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「加えられる」を「加えられ、又は災害を被る」に改め、「基づいて危害」の下に「又は災害」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県職員の特別褒賞金に関する条例第四条第一項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十四号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三三人」を「二九人」に改める。

第三条第一項中「三、七九四人」を「三、〇〇三人」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条中「一三人」を「九人」に改める。

第五条中「二二〇人」を「一二二人」に改める。

第七条中「一六人」を「一三人」に改める。

第八条中「二人」を「六人」に改める。

第九条中「一六人」を「一五人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十五号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第二十二條の二第二項中「五千元」を「二千元」に改め、同項に次の一号を加える。
三 所得税法第七十八條第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げる寄附金であつて規則で定めるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

イ 県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

ロ 公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ハ イ及びロに掲げるもののほか、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として知事が認めたもの

第二十二條の二第二項中「五千元」を「二千元」に改める。

第三十六條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十五條の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条第一項中「行なつ」を「行つ」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第四十九條第一項及び第五十六條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十八條の四の次に次の一条を加える。

（県たばこ税に係る不申告に関する過料）

第六十八條の四の二 県たばこ税の申告納税者が正当な理由がなくて前条第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から十日以内とする。

第七十一條第三項第三号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第六條第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六條第一項」に改める。

第七十三條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第九十八條の次に次の一条を加える。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第九十八條の二 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなくて第九十六條第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から十日以内とする。

第二百一十一條第一項、第二百二十三條第一項、第三百一十一條第一項、第三百三十一條の二第一項、第四百二十二條第一項及び第五百五十條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。附則第十二條の五に次の一項を加える。

2 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する補助金の対象となる路線で、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上五十以下であり、かつ、地域住民の生活上必要と知事が指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十條第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十八條第一項、第三十六條第一項、第四十五條第一項、第四十九條第一項及び第五十六條第一項の改正規定、第六十八條の四の次に一条を加える改正規定、第七十三條第一項の改正規定、第九十八條の次に一条を加える改正規定並びに第二百一十一條第一項、第二百二十三條第一項、第三百一十一條第一項、第三百三十一條の二第一項、第四百二十二條第一項及び第五百五十條第一項の改正規定 公布の日から起算して二月を経過した日
- 二 第二十二條の二第一項（同項に一号を加える改正規定を除く。）及び第二項の改正規定 平成二十四年一月一日
- 三 第二十二條の二第二項に一号を加える改正規定 平成二十四年四月一日

（個人の県民税に関する経過措置）
第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（次条において「新条例」という。）第二十二條の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する同条第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

（自動車取得税に関する経過措置）
第三条 新条例附則第十二條の五第二項の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十六号

山梨県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県医師修学資金貸与条例(平成十九年山梨県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「三年以上の期間」を、「県内の病院が実施する医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修(以下この号及び次号において「臨床研修」という。)を修了し、かつ、三年以上の期間(県内の公立病院等において臨床研修を受けた期間を含む。)」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「者」が、大学」を「者で県外の大学の医学を履修する課程を修めて卒業したものが、当該大学」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二種医師修学資金の貸与を受けた者で県内の大学の医学を履修する課程を修めて卒業したものが、当該大学を卒業した日から起算して二年以内に医師免許を受け、当該医師免許を受けた日の属する月から、当該月から起算して修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間を経過する月までの間(災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間は、算入しない。)に、県内の病院が実施する臨床研修を修了し、かつ、修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間以上の期間(県内の特定公立病院等において臨床研修を受けた期間を含む。)、県内の特定公立病院等において医師の業務に従事したとき。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県医師修学資金貸与条例第七条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与を開始する医師修学資金について適用し、同日前に貸与を開始し

た医師修学資金については、なお従前の例による。

山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十七号

山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(事故時の措置)

第三十七条の二 汚水に係る特定施設を設置する工場等の設置者は、当該工場等において、特定施設の破損その他の事故が発生し、その汚染状態が第二条第十項第二号に規定する項目について規制基準に適合しないおそれがある水が当該工場等から公共用水域に排出されたことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き当該規制基準に適合しないおそれがある水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならぬ。

2 知事は、汚水に係る特定施設を設置する工場等の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十三条第一号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第六十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十七条の二第二項の規定による命令に違反した者

第七十一条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十七条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

附則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第四十三条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十八号

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会職員等定数条例（平成十四年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四三八人」を「三八九人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立図書館設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十九号

山梨県立図書館設置及び管理条例

山梨県立図書館設置条例（昭和二十五年山梨県条例第五十七号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して県民の利用に供することによりその知識及び教養の向上を図るとともに、県民に交流の場を提供することによりその文化的活動を支援し、もって県民文化の発展に寄与するため、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第二条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立図書館

位置 甲府市

（分館、閲覧所、配本所等）

第三条 山梨県立図書館（以下「図書館」という。）の設置の目的を達成するため必要があるときは、図書館の分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。

（事業）

第四条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

一 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条各号（第五号を除く。）に掲げる事項に関すること。

二 イベントスペース、多目的ホール及び交流ルーム（以下「イベントスペース等」という。）を一般の利用に供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するため必要な事業（職員）

第五条 図書館に、館長その他の職員を置く。

（指定管理者による管理）

第六条 教育委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第七条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 イベントスペース等及び駐車場の利用の承認に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 第四条第二号に掲げる事業に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定の手続）

第八条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、図書館の効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、図書館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

（休館日等）

第九条 図書館（イベントスペース等及び駐車場を除く。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この号及び次条第一項第一号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める日

2 イベントスペース等の休業日は、十二月二十九日から翌年一月三日までの日とする。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、又は休業日以外の日に休業することができる。

3 駐車場は、無休とする。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日を設けることができる。

(開館時間等)

第十条 図書館(イベントスペース等及び駐車場を除く。)の開館時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

一 次号に掲げる日以外の日 午前九時から午後八時まで

二 日曜日、土曜日又は休日 午前九時から午後七時まで

2 イベントスペース等の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。

3 駐車場の利用時間は、午前零時から午後十二時までとする。

4 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、第二項又は前項の利用時間を変更することができる。

(イベントスペース等の利用の承認等)

第十一条 イベントスペース等又は駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十三条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第十二条 指定管理者は、イベントスペース等又は駐車場を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十三条 第十一条第一項の承認を受けた者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十四条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、イベントスペース等に係る利用料金については、指定管理者は、第十一条第一項の承認を受けた者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十五条 指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十六条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第七条各号に掲げる業務の実施の状況

二 図書館の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、図書館の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立図書館設置及び管理条例第六条及び第八条の規定の例により、図書館の管理に関し、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

別表(第十三条関係)

一 イベントスペース及び多目的ホールを利用する場合

利用区分	
午前	午前
午前九時～正	午後
午後一時～午	夜
午後六時～午	全日
午前九時～午	

施設区分	イベントスペース		
	西面	東面	全面
午	二、七六〇円	二、六四〇円	六、二七〇円
後五時	三、六八〇円	三、五二〇円	八、三六〇円
後九時	二、七六〇円	二、六四〇円	六、二七〇円
後九時	九、二〇〇円	八、八〇〇円	二〇、九〇〇円

備考

- 1 入場料金を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の利用料金の限度額に二割の割増率を乗じて得た額を当該利用料金の限度額に加算した額とする。
- 2 利用料金の限度額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

二 交流ルームを利用する場合

区分	単位	金額
交流ルーム一	一時間につき	一六〇円
交流ルーム二	一時間につき	一三〇円
交流ルーム三	一時間につき	一〇〇円
交流ルーム四	一時間につき	一九〇円
交流ルーム一〇	一時間につき	一〇〇円
交流ルーム二〇	一時間につき	一〇〇円

備考

- 1 利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

三 駐車場を利用する場合

- 2 入場料金を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の利用料金の限度額に二割の割増率を乗じて得た額を当該利用料金の限度額に加算した額とする。
- 3 利用料金の限度額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

区分	単位	金額
一般車	三〇分につき	一五〇円
中型車	三〇分につき	六〇〇円
大型車	三〇分につき	七五〇円

備考

- 1 「一般車」とは乗車定員十人以下の自動車をいい、「中型車」とは乗車定員十人以上二十九人以下の自動車をいい、「大型車」とは乗車定員三十人以上の自動車をいう。
- 2 利用時間に三〇分未満の端数があるときは、その端数を三〇分とする。
- 3 利用開始から一時間以内の利用（図書館の利用者が教育委員会の定める手続をした場合に限る。）は、無料とする。